

随意契約理由書

件名	港島トンネル保安設備年次点検整備
契約の相手方	日本エレクトロニクスシステムズ株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>港島トンネル保安設備は、ITVカメラでのトンネル監視、中波再放送・拡声放送等の交通管制業務を担う、トンネルの保安管理上重要な設備である。</p> <p>当該設備の良好な機能を維持し、トンネルを安全に運営するために、点検整備を行う。</p> <p>当該設備は製造メーカーが独自の技術により設計製作を行っているため、その構造・仕組み・操作方法をはじめ、電気制御装置の各部品・システムも製造メーカーごとに異なり、製造メーカーのノウハウがなければ、本設備の点検整備は不可能である。</p> <p>当該設備の製作を行ったのは(株)東芝であるが、(株)東芝は製品のメンテナンスを行っていない。</p> <p>日本エレクトロニクスシステムズ(株)は、当該設備の製造メーカーである(株)東芝が資本出資している関西地区における指定保守サービス会社で、当該設備の保守点検業務を(株)東芝より移管されており、当該設備の技術に関する情報の共有がなされ、その構造・制御などを十分に熟知し、点検整備時に生じた技術的な問題に対しても迅速に対応でき、安全に履行する事ができる、唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、当該業務は上記業者にしか履行できないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務・防災部工務課 (電話番号303-1414)